

～寄付金控除について～

児童虐待防止協会は、2018年11月12日付で「認定NPO法人」として認定されました。

これにより皆さまから当協会へのご寄付は特定寄付金として、確定申告により所得税、法人税、相続税などの寄付控除の対象になります。

・申告の際には、寄付金受領証明書が必要となりますので、お送りする受領照明書を大切に保管してください。再発行は致しかねます。

◆個人の方からのご寄付

(1) 所得税

個人の方が認定NPO法人に対し、寄付された場合、所得税(国税)の計算において、「所得控除」と「税額控除」のいずれか有利な方を選択でき、所得税の控除を受けることができます。どちらが有利かは、最寄りの税務署にお尋ねください。

① 所得控除

その年に寄付した特定寄付金の総額から2,000円を控除した金額を、その年分の総所得金額から控除できます。

$$\text{寄付金の合計額} - 2,000 = \text{寄付金控除 (所得控除) 額}$$

* 寄付金の合計額は、総所得金額の40%が限度です。

② 税額控除

その年中に支出した寄付金の合計額から2,000円を控除した金額の40%相当額をその年分の所得税額から控除できます。

$$\frac{(\text{寄付金の合計額} - 2,000) \times 40\%}{\text{}} = \text{寄付金控除 (税額控除) 額}$$

* 寄付金の合計額は、総所得金額の40%が限度です。

* 税額控除額は所得税額の25%相当額が限度です。

* 税の優遇措置を受けるためには、確定申告が必要です。

当協会が発行する寄附金受領証明書を添付して税務署にご申告ください。

寄附金受領証明書には、住所が必要です。こちらに頂戴しておりますご連絡先と異なる場合には、ご住所をお知らせください。

◆法人の方からのご寄付

法人が当協会に対して寄付をされた場合、寄付金は特定公益増進法人に対する寄付金と同様に扱うことができます。したがって、一般の寄付金の換金参入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入をすることができます。

一般寄付金の損金算入限度額とは、

$$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 4/1$$

特別損金算入限度額とは、

$$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 2/1$$

* 寄付金を支出した事業年度の確定申告書に必要事項を記入し、税務署にご申告ください。
当協会が発行する寄附金受領証明書は保存しておく必要があります。

◆相続によるご寄付

相続又は遺贈により財産を取得した方が、その取得した財産を相続税の申告期限までに、当協会に対し寄附をされた場合、その寄附分には相続税が課税されません。

詳しくは所管の税務署にお問い合わせいただくか、以下ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ 「No.1263 認定 NPO 法人に寄附をしたとき」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1263.htm>

内閣府 NPO ホームページ 「寄附を行う」

<https://www.npo-homepage.go.jp/kifu/>